

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
ー里親家庭における養育不調による委託解除のプロセスと手引きの作成ー

研究分担者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、社会的養護の里親委託において課題となっている「養育不調」による委託解除の要因とプロセスを解明し、必要な予防・対応策を提示することを目的とした。今年度は追加調査として昨年度に続き、養育不調による委託解除を経験した里親 5 世帯を対象にインタビュー調査を実施し、昨年度に調査した里親 9 世帯と合わせて計 14 世帯の統合的な分析を行った。調査の結果、養育不調のプロセスの検討を行った。主な背景要因として以下の特徴が示唆された。

1. 事前の準備不足：児童相談所からの情報提供（子どものアセスメント、委託の目的等）の不足や、里親家庭内（配偶者や実子を含む）での役割シミュレーションの欠如。
2. 委託初期からの孤立：委託直後に顕在化する子どもの行動上の問題（試し行動、暴力、盗癖等）に対し、里親の対応が難しくなり、家庭内外で孤立・疲弊する状況。
3. チーム養育の形骸化：危機的状況に陥った際、児童相談所やフォスティング機関からの迅速な介入や専門的アドバイスが得られていない状況。
4. 危機管理重視の解除プロセス：委託解除に当たって、事前の協議などの対応が十分でないと子どもや里親に認識される中で行われることにより、子どもに心的負担を与え、里親に葛藤と自責の念を残している状況。

本研究の成果として、質問紙調査の結果も踏まえ、これらの知見に基づき養育不調に至るプロセスを時系列でモデル化した「プロセス図」と、委託前から委託解除後に至るまでの各段階における 9 つの予防・ケアのポイントを明記した里親の部分に関する「養育不調の予防および対応に関する手引き」を作成した。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進される一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、その要因とプロ

セスを明らかにすることを目的とした。

昨年度までの研究においては、養育不調による委託解除を経験した 9 世帯 10 名の里親にインタビュー調査を行った。その結果、委託された子どもたちのうち半数に愛着障害、自閉症スペクトラム障害や注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、盗癖、里親家族との関係構築

の困難さ等の対応困難な行動上の問題が認められた。また、委託前の交流や、児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明が不十分であることが示された他、児童相談所、フォスタリング機関等の継続的な里親支援体制が築かれていない事例も認められた。しかしながら、昨年度の調査段階では事例数が限られており、知見の精査と確かな傾向の把握のために、追加の調査が必要であることが課題として挙げられていた。

今年度は、この課題を踏まえ、里親への追加のインタビュー調査を実施した。本年度の研究目的は、追加調査によって事例を拡充し、養育不調に至るプロセスや背景要因についての分析をより深化・精緻化することにあった。具体的には、委託前の事前のアセスメント、里親と子どものマッチングや情報共有、そして委託後の関係機関との協力体制（チーム養育）構築の各段階において、どのような課題が重なって養育不調に至ったのか、その発生のプロセスと要因を検討した。

また、手引き作成のため、里親と児童相談所、フォスタリング機関の連携状況についても追加分析を行った。

最終的には、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、「養育不調の予防および対応に関する手引き」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

まず質問紙調査の追加分析の方法について示す。

本調査では、事前質問紙調査とインタビュー

調査を行った。下記にそれぞれの方法について記述する。

1. 質問紙調査の追加分析

養育不調の現状や支援体制の実態を把握するため、2024 年度に実施した質問紙調査のデータの追加分析を行った。追加分析の対象とした内容は、「養育不調により委託解除となった子ども」と、「これまでで一番長く養育をしている子ども」に関するもので、両データの比較から、里親家庭において、児童相談所やフォスタリング機関等からの支援の有無や連携状況についてチーム養育体制の視点から分析を行った。

2. 追加調査

(1) 事前質問紙の質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもを A さんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。

また、里親の情報として、里親の現在の年齢、A さんが委託されるまでの経験年数、A さんが委託されるまでに委託された子どもの人数、A さんが委託された時の職業、A さんが委託された時の登録里親についての質問項目を設けた（付録 2）。

(2) 調査方法

里親の希望に応じて、担当の自治体、もしくは研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室、もしくは調査協力者が希望するプライバシーが守られた場所にて、調査協力者が希望する日時に実施した。本インタビューは事前に作成したインタビューガイド（付録 3）を用いた半構造化面接を行い、時間は 1 時間から 2 時間程度を要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声で IC レコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

(3) 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して選定を行った。登録されている里親のうち、日本語での受け答えが可能であり、2019 年 4 月から 2025 年 3 月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除の経験があった里親とした。

(4) 調査期間

今年度の調査期間は 2025 年 4 月～2025 年 7 月であった。

(5) 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点までの状況（A さんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児童相談所に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除

時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

3. プロセス図の作成方法

養育不調によって委託・措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、インタビュー調査で得られた 14 件の事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて切片化し、どの段階でどのような状況だったのかを四角囲みで示した。児童相談所やフォスタリング機関などの外部からの支援は吹き出し及び、波括弧（{ }）で示した。

明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねた。

4. 手引きの作成方法

質問紙調査を通じた現状分析により、養育不調により委託解除に至るケースでは子どもの行動上の問題が深刻化していると考えられる一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中で里親家庭に対する支援が十分に機能していないことが示唆された。本手引きの作成にあたっては、これらの調査結果を基盤とし、現場で求められる支援のあり方を反映させることとした。

インタビュー調査結果をふまえ、プロセス図を作成し、プロセス図から導き出された養育不

調の予防とケアのポイントを基に手引きの項目を整理した。

手引きは、関係者全員が全ての内容を横断的に参照できるよう、一冊にまとめた。作成したプロセス図も手引き内に掲載し、プロセス図から手引きへ、手引きからプロセス図へと、双方向に確認できる構成とした。

委託前から委託解除後までを段階ごとに章立てし、児童相談所、フostタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設を並列して項目を設けた。

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託(措置)前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フostタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関(里親家庭2世帯、児童相談所、フostタリング機関、ファミリー機関、地域小規模児童養護施設2カ所)から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

(倫理面への配慮)

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認(2023-164)を得ており、2年目、3年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(第202407号)を得て実施している。

C. 研究結果

1. 追加分析(児童相談所やフostタリング機関から里親への支援状況の全体的な傾向)

2024年度に実施している質問紙調査について追加分析をした(表1)。その結果、養育不調により委託解除に至るケースであっても、里親家庭は、児童相談所やフostタリング機関のどちらともから支援を受けていたのは、里親家庭(11.6%)であり、どちらからも支援を受けていない里親家庭は25.3%に上っていた。子どもの行動上の問題が深刻である一方で、フostタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中で、里親家庭に対する支援が必ずしも十分に機能していないことが示唆された。

一方で、養育不調による委託解除を経験していない、これまでで一番長く養育していた子どもについての調査においても、児童相談所やフostタリング機関から支援を受けている割合は17.8%であり、児童相談所やフostタリング機関から支援を受けていない里親家庭は33.9%であった。

2. 追加調査

(1) 追加調査の調査協力者と委託解除となった子どもの概要(J~N)

表2は昨年度と今年度の調査の調査協力者と不調により委託解除となった子どもの状況をまとめたものである。A~Iが昨年度調査のデータであり、J~Nが追加調査のデータである。以下には追加調査の結果を示す(A~Iについては昨年度の報告書参照)。

① 調査協力者の年齢と性別

参加した里親は、40代が1名、50代が3名、60代が1名であった。性別は、男性が1名、女性が4名であった。

② 委託時と委託解除時の子どもの学年

「就学前～就学前」の委託期間の子どもが3世帯、「中学生～中学生」の子どもが1世帯、「中学生～高校生」の子どもが1世帯認められた。

③ 委託解除となった子どもの性別

男子が1世帯、女子が4世帯であった。

④ 委託解除となった子どもの主な行動上の問題について

委託解除となった子どもの主な行動上の問題は、「身辺自立ができない、言葉の遅れ、癇癪」、「実子との関係構築の困難さ、里親の転勤に伴う養育の困難さ」、「里親との関係構築の困難さ、病弱でケアが必要」、「里親との関係構築の困難さ、自分の意見がほとんど言えない」、「里親との関係構築の困難さ、性的問題行動、家出」が認められた。

⑤ フォスタリング機関からの継続的支援

フォスタリング機関からの継続的支援があった世帯が1世帯であった。継続的支援がなかった世帯が4世帯であった。

⑥ 委託解除となった子どもへの児相・フォスタリング機関からの継続的支援

子どもへの児相・フォスタリング機関からの継続的支援があったと回答した里親家庭は2世帯であった。児相・フォスタリング機関ではなく、民間の支援（医療機関）の支援を受けた里親世帯が1世帯であった。子どもへの児相・フォスタリング機関からの継続的支援のなかった里親家庭が6世帯であった。

(2) 委託時点まででの里親の状況（J～N）

① 調査協力のあった里親の職業と家庭内の里親登録状況

表1に示す。「里父：非正規雇用、里母：自営業」「里父母：正規雇用」「里母：専業主婦、里母の夫：正規雇用、里親登録なし」「里母：非正規雇用、里母の夫：正規雇用、里親登録なし」「里父：正規雇用、里母：非正規雇用」がそれぞれ1世帯だった。

② 登録里親の種類

表1に示す。養育里親のみが3世帯であった。養子縁組里親と養育里親どちらにも登録している里親が1世帯であった。また、専門里親の登録をしている里親が1世帯であった。

③ 実子の有無

表1に示す。実子がいる里親家庭は4世帯であり、実子がいない里親家庭は1世帯であった。

④ Aさんが委託される時点の受諾人数

表1に示す。委託解除となった子どもが委託される時点の委託経験者数については、0人が3世帯、1人が1世帯、3人が1世帯であった。

(3) 委託時点まででのAさんの状況（J～N）

① 保護となった理由

表1に示す。それぞれの世帯の子どもが保護された理由は、「母の育児不安」、「保護者の精神疾患、保護者の放任もしくは怠惰」、「保護者の養育困難」「父母の離婚、父の虐待もしくは酷使」、「保護者の死亡、保護者の行方不明、父母の不和、その他（きょうだいからの暴力）」であった。

② 医学的診断の把握について

表2に示す。医学的診断がなかった子どもが4世帯であった。

「知的障害・自閉症スペクトラム障害」の2つ

の診断のあった子どもを委託された里親家庭が2世帯であった。「知的障害」が1世帯、「愛着障害」が1世帯であった。また、委託後に「知的障害・注意欠陥多動性障害・脱抑制性愛着障害」の診断がなされた里親家庭が1世帯であった。

③ 知的状況の把握について

表1に示す。「知的障害のため検査不能」が1世帯、「検査を受けていない」が1世帯、「新版K式DQ80」が1世帯、「受けたかどうかわからない」が1世帯、「受けたが結果は知らされていない」1世帯であった。

(4) 委託時点の実親の状況（J～N）

実親の未婚が3世帯（里親J,K,L）、離婚が1世帯（里親M）、家族の死亡及び行方不明が1世帯（里親N）であった。また、実親との交流がある子どもなかった。

子どもの委託・措置先の選定に関する里親の認識（J～N）

「児童相談所からは特に説明がなかった」（里親M,N）という回答があった。Kの里親以外は、委託の理由について説明はなかったと述べていた。

(5) マッチング・交流

① 交流期間について

交流について里親Mは「なかった」と回答していた。里親Nは「ほとんどなかった」と回答していた。一方で、里親K、Jは4か月の交流期間を持っていた。里親Lは1年間の交流期間を持っていた。

② 自閉症ということに直面する

「もう自閉だになってというのが本当にもうわか

る感じで、全然不安がりもせず泣きもせず、なんだろう、しらっとしてていうか」という語りがあった（里親J）。

③ 育てることの難しさを感じる

「マッチングの難しさも感じており、愛の手帳を持っている子も多い中で、自分たちが育てられる子どもとのマッチングは少ないと思っていました。」という語りがあった（里親L）。

(6) 委託当初

① 児童相談所や支援機関との連携不全・孤立

「児相に相談したが、返答もなく、自分で病院や療育機関を探した。・・・児童相談所には連絡をして相談もしたが、反応はなかった」（里親J）という語りがあった。支援機関の支援者に相談しましたが、共感を得られず、・・・（支援者の息子の話をされ）、専門的なアドバイスは得られませんでした」（里親L）という語りがあった。「児相、フォスタリング機関に相談に乗ってほしいとかはなかった」（里親K）という語りがあった。

② 支援者を探す

「Aくんの所属する乳児院のキャリアのある方に相談したところ、落ち着かせるための対応を教えてもらい、そちらの方が適切だと感じました」（里親L）という語りがあった。

③ 一般的な生活知識やスキルの欠如

「もう何を聞いても、はいか、物事を知らなさすぎる。例えば（器にかける）ラップがわからないんですよ。使い方も、うん。・・・その雑巾と布巾の違いとかもわからないし、キッチンペーパー取ってって言ったらトイレトペーパーを持ってきたり。」（里親M）という語り

や、「うちに来て冬になってから、だんだん発覚してきたのが、顔を洗わない、歯を磨かない。体を1週間以上洗わない。最初は洗ってたんですけど、ちゃんと洗うことができて。」(里親 N) という語りがあった。

④ 感情表現や対人関係の難しさ

「ありがたいって、何一つしても、ありがたい、すごくありがたい言う子なんです。とってもありがたい。でもね、ごめんなさい。全く言えなかったんです。謝れないというより、ごめんなさいを知らなかったと思います。」(里親 M) や「委託後、子どもは抱っこを強く求めるようになり、お散歩にも慣れて成長を感じる一方で、泣き止まないことが課題となりました。トイレや火を使う際など、抱っこできない状況では30分ほど泣き続けることもありました。」(里親 L) という語りがあった。

⑤ 子どもの発達特性等の検査について共有されない

「(検査は受けたが) 何を受けたのか、その検査の結果もわからない。療育手帳の申請をします的な話は…(聞きました)」(里親 M)、「(手帳のために) 何か検査してくれたと思うんですけど、その検査何したのかとか結果どうだったのかわからない…教えられないっていうふうには言われました」(里親 J) という語りがあった。

(7) 委託経過中

① 実親への思慕と面会による精神的負担

「月1回ぐらいのお父さんとの面会はなんかとても憂鬱そうでしたけど。何か、できれば会いたくないみたいな。・・・お母さんも離婚をされてたし、あんまり A さんには関わりたくないような感じだった、でも A さんはすご

いお母さんのことが好きで、もうママに会いたいママに会いたい」(里親 M) という語りがあった。

② 生活リズムの乱れと身体的ケアの負担

「夜に寝ない、食べない、トイレトレーニングができない」(里親 J) や「なかなか私が当時の職場なんですけども、あまり夜間に拘束されてて帰れないっていうところがあったの、その実際妻によるワンオペですね。はい、うん。っていうので養育負担ってのが結構大きかったのかなと思います」(里親 K) という語りがあった。

③ 支援機関とのつながりの欠如

「(フォスタリング機関には) いやもうあんまり相談しなかったです。うん。だってもう A さんとの仲は私の中ではそんなに悪くもなかったの、別にその相談するほどのっていうこともなかったのですね。」(里親 M) や「委託後連絡をしても児童相談所の反応はなかった」(里親 J) という語りがあった。

(8) 養育不調に気付いたとき

① 急に委託解除を児童相談所から伝えられた

「(委託されている子どもとの関係に大きな問題はないと思っていたが、急に) 施設の空きができたから、…来月にはもう施設の方に入れるので、って突然言われたんですよ。…里親さんはどう思われてますか、みたいなことはなかったですね。」(里親 M) という語りがあった。

② 養育者側の生活条件(仕事・介護・家庭状況の変化)が重なり、里親養育を維持することが困難になる

「私が…夜間に拘束されてて帰れない…妻によるワンオペですね…養育負担ってのが結構

大きかった。…単身赴任になると…完全にもうワンオペになりますので…養育の継続が難しいということで…児相に相談するきっかけ」

（里親 K）や、「両親の体調崩したり…行かないきゃいけない…連れて行くのはちょっと無理で…レスパイトをお願いするようになったり」

（里親 J）の語りがあった。

③ 児童相談所への納得のいかないこと

「（里親として、子どもが外泊することに反対したが、外泊することを許可するように児童相談所から言われたが、そのことで）もしあれ（外泊）で何か起こってたら、誰の責任になるんですかって聞いたんです。…その人が里親 N さんですよって言って…なんじゃそりゃっていう…。」（里親 N）、「返事が来るまでにすごいもう何週間とか。もう 1 回こっちから聞かないと動いてくれない…。」（里親 J）という語りがあった。

（9）養育不調が児童相談所に共有されたとき

① “チーム養育”が平時には見えても、危機時に情報共有・調整が少なくなり、養育者が「外される」感覚を持つ

「家出した途端、なんか私って外されるんだなっていうのを感じて。…チーム養育チーム養育って…言ってきたのに全然チームじゃないんだなって」（里親 N）、「児相からは電話の 1 本メールの一つも来ない。何の連絡もないんですよ」（里親 J）や「（急に委託解除され施設に行かせる児童相談所の意向についての理由について尋ねたが）守秘義務があつて…言えないですって。」（里親 M）という語りがあった。

② 事前の相談や段取りが乏しく、一方的な「引き離し」ととらえる

「こんな引き離し方というか、があるってい

うことも知らなかったし、ものすごいひどいそのやり方ですよって。何の相談もなく」（里親 M）や「児童相談所にその旨を伝えたところ、すぐに A くんは引き取られ、別れの儀式もなく、去っていきました」（里親 L）という語りがあった。

（10）委託解除時

① 準備期間がないままの、唐突な別れへの戸惑い

「児童相談所にその旨を伝えたところ、すぐに A くんは引き取られ、「別れの儀式」もなく、去っていきました」（里親 L）や「6 月の末に本当はレスパイトで 1 週間預けるはずだったんですけど、そこからもううちにしましょうっていうふうに言われて…手放すっていうかそのレスパイトからそのままそちらの施設に移動することになりました」（里親 J）、「最後は本当に児相に彼女を連れて、みんなで連れて一緒に行ったときに、ようやくそれを察したのか、うん。ここでバイバイだよっていうところで本当に激しく泣いてたっていうところがあったので。通常の預かり泊まり、レスパイトと違ってというのは、今まで乳児院でやってたんですけども、乳児院じゃないとこでお別れっていうところで。これは通常、ただ事ではないっていうことを察して大泣きしたのかなと思うんですけど」（里親 K）という語りがあった。

② 関係性の悪化や複雑な感情のままの別れ

「もう彼女には好きところで自由にやればいいじゃないみたいな気持ちになってたので。…まあ頑張ってたっていう言葉はかけられたけど、本当に心からそういう気持ちで言ったのかどうなのかは、大人の仮面かぶって言っただけみたいなのがあって、まだ複雑な気持ちのまま、お別れしました。」（里親 N）や「A

くんは誰に抱っこされても泣き止むため、愛情が育っていたのか疑問に感じました」(里親 L) という語りがあった。

(11) 委託解除後

① 立て替えた高額費用の未返還など、理不尽な制度運用に対する強い憤りと「里親制度への失望」

「(私立入学後に委託解除になり、学校が代わることになり、学費の金額 30 万超えるお金がいきなり返せませんって。建て替えを当然のようにさせておいて、学校行かなくなったら返せませんっていうのを里親が負うっていう。そんな理不尽な制度あるかって思って。…本当に何だろう、こんなブラックな慈善事業があるのかなって思って、心の底からしらけてしまって。こんなに私が里親制度に対して冷めた気持ちになるなんて思ってなかったの。はい。そこはすごい措置解除後の変化として思ってます。」(里親 N) という語りがあった。

② 継続的な交流を望むも、児童相談所の消極的な対応や手続きの遅さに直面する

「あの子にとって一生関わってくれるような人って多分いない。中で、国とか県とかが一生懸命パーマネンシーの保障とか、子どものパーマネンシーの保障とか言ってるときに、あの子のそれになれるのって私じゃない？って自分では思ってて、なんかそれだけ、そうやって進めてるけど、結局そうやって駄目な理由ばかりいろいろ言われて。…里親もむなしいなと思って。」(里親 J) や「今だったら例えばね、LINE とか携帯があるから、お互い番号がわかれば連絡取り合えるじゃないですか。でもその施設に入ってる子に全く関係のないものが、例えば会いに行ったり、ご飯食べに連れて行ったりね、そういうことをしていいのか悪いのか

っていうことも全くわからないので」(里親 M) という語りがあった。

(12) 養育不調予防のために望むこと

① 事前の適切なアセスメントと、マッチング基準・提供情報の透明化

「障害の、なんだろう、判断をきちんとしてから預けてほしい。なんだろう。それもおかしな話なんだけど。里親に預けても、この家庭の里親に預けても大丈夫な子かなっていう、その家庭の状況とか子どもの状況とかを、もうちょっとやっぱきちんと考えてほしいなと思ったし、期限付きで何ヶ月までしかいられないからもうお願いみたいな預け方ってやっぱよくないんじゃないかなと思った」(里親 J)、「毎月、児童相談所から 3 人程度の子どもの情報が提供され、希望を伝えます。しかし、選考基準は不明確で、選ばれなかった場合や候補になった場合でも、その理由や根拠は明らかにされません。この仕組みに、人間扱いされていないような印象を受けました。…今後は、年齢や家族構成、住居環境など、選考基準を明確にし、より多くの情報を提供することで、ミスマッチを防ぐべきだと考えています。」(里親 L) という語りがあった。

② 平時だけでなく「不調時・危機的状況」にこそ機能するチーム支援

「ただその時点で彼女がこれからああしたいとか、こういうふうにやりたいとかっていうのがあったり、もうちょっとコミュニケーションができていれば、お互いの気持ちのすり合わせを見相が担ってくれてたら、もしかしたらやり直しはできたのかなって…うまくいってるときだけ、チームだった気がする。そうじゃないときにこそチームの本領が発揮されなきゃいけないのに、なんか野球で 1 本打たれたらグ

ダグダって、もうみんな崩れちゃってエラーだらけになるような、ああいう感じですかね。」

（里親 N）、「児相に対して言うのであれば、ほんとに、話を受け止める力とか、聞く耳とか、もうもうちょっと鍛えてもらいたい。何か困りごとって思わないのかな聞いてても。…そのパワーと支配を本当に子どものために、使ってほしい、です。」（里親 J）という語りがあった。

③ 子どもや里親制度への理解がある地域社会・関係機関との連携と基盤づくり

「本当にその子に関わる場所との連携、この子は里子なんですけどっていうことをわかって、関わってくれはるところがやっぱりすごい必要やと思いますけどね。里親制度、里子ってことをまだまだ知らない方多いんですよ。」（里親 M）や「その家庭を支える社会の要素ってのがやっぱり一番大きいのかなと思うんですけども。ええ。本当保育であつたりだとか、仕事、職場におけるそのワークライフバランスであつたりだとか、そういったところの要素ってのが大きいのかなとは思います。」（里親 K）という語りがあった。

④ 委託解除後も「元養育者」として子どもと関わり、支援し続けられる柔軟な制度

「何か関われる関わる人がやっぱり関わりたいって思ってくれる人っていうのがやっぱり子どもの力になると思うので、そういう制度があるといいんですけどね。…手放した後はもう他人。なんか誰よりも他人。会いに行っちゃいけないし。…実子のように育ててくださいって言われるけど、そうやって育てても結局、今一番遠い存在になっちゃうんだったら、やりきれないっていうか。」（里親 J）や「たとえ不調になったとしても、養育として関わった人間としては、ある程度気にはなってるんですね。…

ある程度、元養育者として共有できることであれば共有していただければいいですし、あとはこういった形でもですね何か支援できることがあれば、やっぱり関わってあげたいっていうのが、元養育者としても親心というか。…少しそういったサポートでもできればいいかなとは思ってはいます」（里親 K）という語りがあった。

3. プロセス図

昨年度と今年度追加で行ったインタビュー調査を統合し、プロセス図を作成した。図 1 に示す。

（1）養育不調による委託解除となるプロセス

児童相談所から委託の打診があった際、「打診を受けての子どもの養育のシミュレーションと家族の役割の検討の不足」があるままだと、委託当初に子どもがいわゆる「試し行動」を示した際に、里親家庭は戸惑い、対応の難しさを感じやすくなる。

また、委託前の交流期間中はお互い緊張している中で、「子どもは適応に努める」こととなるため本来の姿が見えにくい時期である。その交流が「子どもの情報も限られた中での交流・限られた人との交流」であると、里親が子どもの背景情報を十分に把握できず、家族全員との交流を経ないまま委託が進むことになる。

これらのことは、委託後の子どもの行動上の問題に対する里親家族の混乱や関係悪化を引き起こしやすくなる背景となる。今回の調査では里親登録を一人で行っている里母等が夫やその他の家族に頼りにくい状況にある場合、これらにより養育不調の改善が困難になっている傾向が認められた。

委託された子どもが適応に努めて委託が開

始された後、里親家庭内で「行動上の問題(嘘、盗み、家出)」が示されるようになると、他の子どもや里親以外のその他の里親家族との関係悪化が認められるようになる。こうした行動上の問題は、深刻化すると「里親への暴力」へと発展し、「子どもと家族の関係悪化による養育の限界」や「行動上の問題への対応困難による養育の限界」を迎えることで、最終的に「有効な手立てがなく委託解除」に至る。

また、家庭外での「行動上の問題の常態化(嘘、盗み)」が認められる場合、里親は「関係者への説明や謝罪等の対応による疲弊」を感じるようになる。更に「子どもへ指導することによる関係悪化」や、改善しない子どもの行動上の問題に対して「里親からの暴力」が認められる事態が生じることがあり、これらにより、「有効な手立てがなく委託解除」に至る。

このような状況下で、児童相談所やフォostリング機関は里親家庭を支援していたとしても、そのかわりを里親は「支援として感じられない児童相談所・フォostリング機関の訪問」と捉えており、結果として支援者に相談して養育不調を改善させることができない状況にいる。

(2) プロセスから考えられる養育不調の予防とケアのポイント

【ポイント1】打診にあたり、家族内で話し合いシミュレーションをしているか

ポイントとして、里親が児童相談所から委託の打診があった際に、家族内で話し合い、役割についてシミュレーションができていないかを意味している。

里親家庭においては、様々な形がある。夫婦で登録する場合、夫婦の一方が登録する場合、また単身で登録する場合などがある。また、里親家庭に暮らしている実子や、すでに委託され

ている子どもがいる場合がある。そのような様々な家族形態の中で、児童相談所から委託の打診があった際に、その委託される予定の子どもについて、どのように養育していくかを検討する必要がある。また、すでに暮らしている実子や委託されている子どもにも丁寧に話をしていく必要がある。

そのためには、委託される予定の子どもが、男子なのか、女子なのか、そして何歳でどれくらいの発達レベルの状態にあり、実親等との関係をふまえて、家族との再統合の可能性と今後の見通しについて検討されなければならない。それらのことから、里親として養育の役割分担を望めるのかということを検討する必要がある。

すでに里親家庭で暮らしている実子や委託されている子どもにも、新たに迎え入れられる予定の子どもについて話し合いをしていく必要がある。子ども達は「新しい子どもが来る」ということで、家族の中での自分の位置づけや養育者や他の子どもとの関係性の変化に不安を感じることがあると考えられ、丁寧に話を重ねていく必要がある。

【ポイント2】委託を打診された子どもの必要な情報を確認し、家族全員との交流が検討されているか

ポイントとして、委託されている子どもの成育歴や、医学的な情報などの必要な情報を確認し、里親登録していない家族や実子、すでに委託されている子どもを含めて交流が検討されているかを意味している。

委託を打診された子どもの基本的な情報について確認することが必要である。調査においては、「事前に交流を通して実子、もしくはすでに委託されている子どもとの交流を通した関係性ややりとりを確認しておけばよかった」

と話していた里親が認められていた。そのため、養育不調を予防する上で、里親家庭で暮らすことになる家族全員との交流を検討することが必要であると考えられる。

【ポイント3】委託を断ることができないと 思っていないか、不安な点を確認し委託を受けているか

ポイントとして、打診を断ったことでもう次の打診がないのではないかということや、不安な点を質問してはいけないのではないかと思っていないかの確認が必要である。そのような状態であると、児童相談所と協力しながら今後も相談しにくい関係が継続してしまう。自由に質問し相談できる関係を築くことが養育不調予防には必要である。

調査において、「委託を断ると次の委託の打診がない」のではないかと思い、児童相談所の職員に確認せずに不安な点も聞けなかったと語る里親が認められた。また、調査に協力した里親において、多くが委託の打診や交流の段階で気になった点があったとしてもあまり質問することができていない傾向であった。委託当初に委託解除となった里親は、特にそのような質問やコミュニケーションが困難であったことを述べていた。

里親家庭に委託の打診があった際には、委託の目的があるはずであるが、調査において、里親は委託の目的について児童相談所から説明されなかったと回答する里親が認められていた。どのようなことを期待されているのかについて確認し、子どもとどのような生活を送るのかのイメージを持つことが、生活の中で具体的に行なっていくことやチームによる役割分担などを計画できることにつながると考えられる。

基本情報や子どもについて疑問に思ったこ

とについて、タイムリーに共有し確認ができなければ、委託当初に行動上の問題が示された際に、対応できず、すぐに養育不調による委託解除に至ることも考えられる。

交流の段階では委託される予定の子どもや里親家庭も緊張し、交流はお互いのことを少しずつ知りながら、楽しめる活動を行うことが前提となるため、ネガティブな話は避けられる傾向にもあるかもしれない。交流後の疑問などを里親側から児童相談所の児童福祉司等とコミュニケーションを取っていくことにより、交流を振り返る機会となる。結果として、委託される子どもと里親が生活の安定を図る準備期間となり、委託当初の養育不調による委託解除を予防することに寄与すると考えられる。

【ポイント4】チーム養育体制を築き、委託後に予測される行動上の問題に対応することができるか

ポイントとして、委託当初は、いわゆる「試し行動」が認められる場合があり、困難が生じやすい。そのことに対応するために最初の段階からチーム養育体制を築く必要がある。

調査においても、里親に委託されている多くの子どもは、虐待やネグレクト等の逆境的体験を経ており、その過程で何度も別れや環境の変化を経験している。そのため、保護や委託という出来事を「安全で続くもの」として実感することが難しい場合があると考えられる。調査においてもいわゆる子どもが「試し行動」を示したという回答が認められていた。委託後すぐに困難が訪れる可能性があり、子どもへのかかわりに関して、児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）と連携し、チームとして子どもを支える視点をもって対応を検討することが望まれる。

【ポイント5】チーム養育の体制の中で迅速に対応を検討できるか、支援者による家族への介入を受け入れられるか

ポイントとして、里親家庭内での委託されている子どもの行動上の問題に対してチーム養育体制のもと対応できているかが重要である。委託されている子どもや里親、それ里親登録していない家族に対しても介入が必要になり、それを受け入れるための話し合いや合意が得られているかが重要である。

里親家庭内で「行動上の問題（嘘、盗み、家出）」が示されるようになると、他の子どもや里親以外のその他の里親家族との関係悪化が認められるようになる。調査では、すぐに児童相談所やフォスタリング機関に伝えず、里親から児童相談所やフォスタリング機関に相談しながら対応を考えるということがあまりなされない傾向が認められた。そのため、迅速に支援機関に知らせ、対応を検討する必要がある。

また、今回の調査では里親登録を一人で行っている里母が夫やその他の家族に頼りにくい状況にある場合、これらにより養育不調の改善が困難になっている傾向が認められた。里親登録をしている者だけでなく、委託されている子どもの養育に困っている家族やその里親家庭の実子やすでに託されている子どもにも支援が必要になってくる場合がある。そのことも里親は含め、チーム養育体制の中で検討していく必要がある。

【ポイント6】支援機関の具体的役割についてチームで協議し、子どもに働きかけることができるか

ポイントとして、委託されている子どもの家庭外での「行動上の問題」への対応に関する役割をチーム養育体制の中で協議し対応できているかを意味している。また、支援機関が、ど

のように子どもに対して直接働きかけることができているかを意味している。

調査において、家庭外での「行動上の問題の常態化（嘘、盗み）」が認められる場合、里親は「関係者への説明や謝罪等の対応による疲弊」を感じていた。更に「子どもへ指導することによる関係悪化」や、改善しない子どもの行動上の問題に対して「里親からの暴力」が認められる事態が生じることがあり、これらにより、「有効な手立てがなく委託解除」に至っていた。

これらのことに里親だけで対応をすることは難しく、関係者への説明に児童相談所の職員やフォスタリング機関の支援者が一緒に行く等をしていくことも里親への安心感を生み、支援につながると考えられる。

また、委託されている子どもに児童相談所やフォスタリング機関の職員が直接会い、カウンセリングやプレイセラピー、心理教育等の支援が必要と考えられる。子どものアセスメントを行った上で、里親に対して、当該子どもへの理解やかかわり方に関する養育相談を行う必要がある。

以上が養育不調が生じた際、委託解除の予防と子どものケアには必要である。

【ポイント7】支援と感じられる支援者を見つけ、関わることができるか

ポイントとして、支援と感じられる支援者を自分で見つけることができるかを意味している。インタビュー調査において、里親は、危機的状況においても、児童相談所やフォスタリング機関について、支援を求めず、また受けていたとしても、あまり支援だと感じられていないことを述べる事例が散見されていた。児童相談所やフォスタリング機関は里親や委託されている子どものニーズを理解し、ニーズに合った支援を提供することが必要であるが、里親側も

支援の必要性について健創氏、支援者を求め、適した支援を探していくことが求められる。

【ポイント 8】やむを得ない委託解除に際して、子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか

里親家庭の事情による委託解除にあたり、チーム養育体制の中で十分に協議し、子どもへのケアをどのようにするか、事前に避けられる事情であれば、委託前に話し合っ解決しておくことが必要である。やむを得ず委託解除となる際には、子どもの意向について聞き、今後の方針に含めて考えられるかを検討していくことが求められる。

【ポイント 9】子どもへの説明を行うための協議を児童相談所や支援機関とできるか、子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか

委託解除時の対応として、児童相談所や支援機関で構成されるチームで協議し、委託解除が子どもや里親へのケアの必要性について検討できるかを意味している。

自傷他害の恐れがある場合や、逃げ出して子どもに危険が及ぶ場合、あるいは養育者からの暴力がある等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」においては、迅速な安全確保（緊急保護）が最優先される。このような緊急時においても、状況が落ち着いた段階で、事後的にでも子どもに対して、関係機関等による対応の経緯や理由を丁寧に説明し、心理的なフォローを行うことが求められる。

一方で、こうした一刻を争う緊急性が認められないケースにおいては、時間を取って丁寧な対応を行うことが強く望まれる。幼児であっても中高生であっても、子どもの年齢や発達段階に合わせてわかりやすく状況を説

明し、同時に養育者に対しても丁寧に説明して理解を求める姿勢が大切である。子どもが事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障するため、必要に応じて「お別れの時間を過ごすための準備期間」や、児童相談所の仲介のもとでの「セレモニー的機会」を設けることが重要であると考えられる。

4. 手引きについて

作成された手引きを示す（付録 1）。

D. 考察

まず、2024 年度に行った質問紙調査についての追加分析の考察を行う。昨年度と今年度行ったインタビュー調査を合わせた上で、考察を行う。その後プロセス図と手引きについての考察を行う。

1. 追加分析（「チーム養育」の現状と体制構築の課題）

質問紙調査の追加分析から、養育不調に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の「双方から」支援を受けていた割合は 1 割程度にとどまり、いずれからも支援を受けていないケースが約 4 分の 1 に上ることが明らかになった。これは、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては関係機関の役割分担や連携がまだ十分には機能しきれていない現状を示唆している。

インタビュー調査においても、里親やファミリーホームにおいて養育者が単独での対応を余儀なくされる状況や、里親が子どもの行動上の問題に直面して疲弊していく過程で、適切なタイミングでのレスパイトケアや専門的介入が届かず、結果として養育者が孤立を深めてしまう状況が示唆されている。養育不調は、養育者を孤立させないためのチーム養育体制の構

築が不十分であると考えられる。

そのため、チーム養育体制をいかに最初から作り上げ、養育不調時に児童相談所やフostタリング機関がいかに機能していけるかを手引きの作成にあたり、重要な課題とする。

まず、昨年度と今年度行ったインタビュー調査を合わせた上で、考察を行う。その後プロセス図と手引きについての考察を行う。

2. インタビュー調査

(1) 調査協力者と委託解除となった子どもの概要

① 調査協力者の年齢と性別

調査協力者は計 14 世帯（15 名）であった。性別は男性 3 名、女性 12 名であった。年齢構成は、40 代が 3 名、50 代が 9 名、60 代が 1 名、70 代が 2 名であり、50 代が中心層であった。厚生労働省子ども家庭局（2020）¹の統計に示される里親の年齢では、男女とも年齢が 40 代以上が 80%となっている。本調査においても、現状の里親の年齢層を反映したものと考えられる。

② 子どもの委託された学年と委託解除となった学年・性別・行動上の問題

委託解除となった子ども（以下、A さん）の性別は、男児 5 名、女児 9 名であった。委託時の学年（年齢層）は、就学前が 7 名、小学校低学年が 3 名、中学生が 4 名であった。一方、委託解除となった時期の学年は就学前が 6 名、小学校高学年が 2 名、中学生が 3 名、高校生が 3 名であった。委託期間中に見られた主な行動上の問題として特筆すべきは、「里親や実子との関係構築の困難さ」であり、14 名中 12 名と大多数の子どもに認められた。これに付随して、暴力や癪癪、家出、盗癖などの問題行動が見られるケースもあり、関係性の構築不全とともに

行動上の問題への対応が養育不調に直結している実態が浮き彫りとなった。

③ 里親支援と子どもへの支援

委託期間中の支援状況について、里親に対するフostタリング機関からの継続的支援が「有」であったのは 6 世帯にとどまり、半数以上の 8 世帯で「無」であった。また、継続的な支援の入っているケースにおいてもあまり機能していないことが里親の語りから示唆された。さらに、子ども（A さん）に対する児童相談所やフostタリング機関からの直接的な継続的支援については、「有」が 3 件のみであり、大半のケース（10 件）で公的機関からの継続的支援がなされておらず、医療機関の支援を受けているケース（1 件）も見受けられた。養育不調による委託解除の危機的状況において、児童相談所や支援機関の里親や子どもへの支援は、特殊な事情のない場合を除いてはすべてに入る必要があると考えられるが、養育不調による委託解除されたケースにおいては、チームとしての支援が十分機能しにくいことが示唆される。

(2) 委託時点までの里親の状況

① 里親の職業と家庭内の里親登録状況

里親の職業（雇用形態）については、正規雇用、非正規雇用、専業主婦、自営業など多様であったが、夫婦の一方が正規雇用、もう一方が非正規雇用または専業主婦という形態が多く見られた。特筆すべき点として、家庭内の里親登録状況において、夫婦のうち一方が「里親登録なし」の状態で養育を担っている家庭が 5 世帯（里親 B、E、F、J、N）に認められた。本調査のケースでは養育の負担や責任が登録者（主に里母）に偏りやすい環境にあった可能性が推察される。

② 実子の有無とこれまでの受託人数

実子がいる家庭は 10 世帯、いない家庭は 4 世帯であった。これまでの子どもの受託経験については、今回の A さんが初めての受託（受託人数 0 人）となる里親が 6 世帯と最も多く、次いで 1 人が 3 世帯、3～4 人が 4 世帯、6 人が 1 世帯であった。未経験の里親において不調に至るリスクの高さが窺える一方で、複数人の受託経験を有するベテラン里親であっても養育不調による委託解除に至るケースが少なくないことが示された。

(3) 委託時点まででの A さんの状況

① 保護となった理由

A さんが保護されるに至った理由（重複含む）としては、実親の虐待（身体的・心理的）やネグレクト（放任・怠惰）が多数を占めた。さらに、保護者の精神疾患、行方不明、死亡、父母の未婚・離婚による養育拒否など、実親側の深刻な養育不全を背景とするケースが顕著であった。また、児童自身の問題による監護困難を理由とするケースも 3 件見られた。

そのような状況による保護された子どもの養育は難しいことは推測されるものであるし、里親養育については、専門性が求められ、フォスタリング機関による支援や地域の理解や支援に基づいたチーム養育（こども家庭庁、2025）¹が求められると考えられる。

② 医学的診断の把握について

委託時点における A さんの医学的診断について、発達障害（ADHD、ASD 等）、知的障害、愛着障害などの診断が「あり」とされていたケースは 6 名であった。一方で、残る 8 名には明確な診断がついていなかったが、委託後に顕在化した行動上の問題から、未診断のまま養育の困難さのみが里親に重くのしかかっていた状

況も推察される。

③ 知的状況の把握

知能検査等の実施状況については、検査結果（IQ 等）が判明・共有されていたのは 5 名にとどまった。「検査は受けたが結果は知らされていない」「受けたかどうかわからない」といった情報の不透明なケースが 5 名、知能検査を「受けていない」が 3 名、「検査不能」が 1 名であった。子どもの認知特性の十分なアセスメントと情報共有が、委託前・委託後を通じて不足している実態が明らかとなった。

④ 委託時の年齢

委託時の年齢（学年）は就学前が半数（7 名）を占めたが、小学校低学年（3 名）、中学生（4 名）と、学童期以降の委託事例も多数含まれていた。ある程度年齢が上がり、これまでの被虐待経験や愛着の課題が複雑化した段階での委託が、関係構築の困難さを助長している可能性がある。

(4) 委託時点の子どもの実親の状況

保護の理由からも明らかのように、委託時点における A さんの実親の状況は、死亡、行方不明、深刻な精神疾患、虐待・ネグレクトの当事者であるなど、実親による安定した養育の再開（家族関係再構築や家族再統合）が極めて困難な状況にあるケースが大部分を占めた。

家族機能が脆弱な環境で育ったという子どもの逆境的経験そのものが、委託後の里親との関係構築の困難さに影響していることが推測される。

(5) 子どもの委託・措置先の選定に関する里親の認識

昨年度の調査結果と同様に、今回の追加調査

においても、児童相談所による「委託の目的や目標」に関する説明が決定的に不足している事例が確認された。複数の里親から「児童相談所からは特に説明がなかった」との語りが認められ、なぜその子どもが里親家庭に委託されたのか、どのような養育課題に対する支援が期待されているのかという、チーム養育の根幹となるべき「見立て」の共有がなされていないまま委託が開始されているケースが散見された。

(6) マッチング・交流

① 交流期間のばらつきと情報不足

交流期間については、全くなかったケースから、1年間かけて慎重に行われたケースまで極端なばらつきが見られた。しかし、期間の長短に関わらず、交流期間中に子どもの本質的な課題を把握することは困難であり、十分なアセスメント情報があつたケースは認められず、十分な情報がないまま交流が進められている実態が窺われた。

(7) 委託当初

① 支援機関との連携不全と孤立

委託当初、予期せぬ困難に直面した里親が児童相談所に相談しても「返答や反応がなかった」、支援機関から「共感や専門的なアドバイスが得られなかった」という語りが認められた。

② 専門的支援の自己開拓

公的機関からの支援が得られない結果、里親自身が「自ら探した医療機関」や「以前の乳児院の職員」に直接相談し、制度的支援の機能不全を個人的なつながりで補完している実態が明らかとなった。そのような自己開拓は、養育不調に際し、ある一定の効力があり、そのことは重要な対処の一つとして考えられた。

③ 委託当初に顕在化する行動上の問題（試し行動等）と生活面の課題

基本的な生活スキルの欠如に加え、委託直後の環境変化に対する不安や愛着の課題から、激しい行動上の問題が初期から顕在化するケースが確認された。具体的には、感情統制の著しい難しさ（一度泣き出すと長時間泣き止まない、些細なことでパニックを起こす等）のほか、暴言・暴力（里親や実子に対する暴力や暴言）、器物破損、虚言、盗癖、家出といった対応困難な行動が多発していた。

また、里親の愛情や受容を行動上の問題で確認しようとする「試し行動」について述べる里親が認められた。本調査でも多くの子どもは、虐待やネグレクト等の逆境的体験を経ており、その過程で何度も別れや環境の変化を経験している。そのため、保護や委託という出来事を「安全で続くもの」として実感することが難しいとも考えられ、そのことが試し行動という形で示されていると考えられる。

それらのことについて、里親だけでは対応が難しいと考えられる。委託当初から児童相談所やフォスタリング機関とチーム養育体制を築いた上で対応することが必要になると考えられる。

④ 発達特性・検査結果について

知能検査を受けていることは知らされていても、結果を「教えられない」と言われるケースがあり、アセスメント情報が里親に共有されていない実態が確認された。それらのアセスメント情報をチーム養育体制の中で共有し、委託された子どもに合わせた養育について検討することが求められる。

(8) 委託経過中

① 継続する家庭内での行動上の問題

委託当初に見られた行動上の問題（嘘や盗みなど）が、時間経過とともに収束せず継続するケースが見受けられた。家庭内でのルールを守ることができないことや、里親や実子とのコミュニケーションのすれ違いが生じるなど、関係構築の困難さが長期にわたって解消されない実態が確認された。それらのケースは支援が機能しておらず、いかにチーム養育体制を最初に築いていくことが必要かを考えさせるものであった。

② 継続する学校における行動上の問題

学校における行動上の問題は、その被害にあった子どもと保護者にも謝罪対応が必要となることで、里親への負担が大きくなり、フォスタリング機関による支援や学校等を含めた地域の理解や支援に基づいたチーム養育（こども家庭庁、2025）¹への準備が必要であると考えられる。

③ 支援機関とのつながりの欠如

インタビュー調査では、養育不調による委託解除の事例を調査したものである。里親は支援を求めてもつながることができなかった里親もいるが、支援機関とつながること自体の重要性を把握していない里親も認められた。委託前にチーム養育の重要性について周知し、里親にも理解を求めることが必要である。

（9）養育不調に気付いたとき

① 子どもの行動上の問題の深刻化とコミュニケーションの断絶

里親に対する直接的な暴力（髪を掴む、馬乗りになる等）や、金銭の無断持ち出し、嘘の常態化、SNSを通じて知らない人と密かに繋がるといった、里親の管理能力や責任の範疇を超える深刻な問題行動が継続している。これらの問

題に対して話し合いを持とうとしても、子どもから無視されたり、その場しのぎの嘘でやり過ごされたりすることで、信頼関係の基盤となるコミュニケーションが完全に断絶していた。さらに、長期化する行動上の問題の収束が見えず、里親自身が心理的に追い詰められた結果、子どもに対して手を出してしまい、学校からの通告で一時保護に至るという悲劇的なケースも生じており、養育者としての無力感と限界を決定づける要因となっている。

こうした事象は、チーム養育体制の中で検討される必要があり、子どもへの直接的な支援についても検討していくことが望まれる。

② 実子や同居家族との関係悪化および家族の理解不足

子どもの存在や行動が原因となり、実子や配偶者との関係に深刻な悪影響を及ぼしている。家庭内が常に陰湿な状態となり、「このままでは実子が不幸になる」「配偶者が委託された子どもの存在を許せないとの思いを抱いている」といった状況は、これ以上、里親家庭の家族システムを犠牲にすることはできないという強い危機感につながり、里親が委託解除を選択せざるを得ない強力な動機となっていた。また、子どもの療育等を通じた支援が必要な場面においても、配偶者ら同居家族の理解や協力を得られず、家庭内での足並みが揃わないために必要な支援体制を築けないことが、養育の継続を断念させる要因となっている。

実子や同居家族と委託されている子どもの関係性の調整が必要であり、そのことまで支援ができていたケースは認められなかった。マッチングや交流の段階から、委託児童とのかかわりを持ち、また、支援を受けられる体制をチーム養育体制の中で構築できるかが重要である。

③ 里親側の生活状況の変化と養育負担の物理的限界

里親自身のフルタイム勤務や夜勤、配偶者の単身赴任による完全な「ワンオペ育児」、さらには実親の体調不良や介護など、養育者側の生活状況の急激な変化や重圧が重なっている。自分自身の実子への対応や仕事、介護などを優先せざるを得ない状況下において、委託された子どもへのきめ細やかな対応やレスパイトの調整すら困難になり、物理的・体力的に里親家庭での養育を維持することが限界に達している実態が窺える。

本調査で里母に負担が集中し、子どもへの対応が難しくなることが認められていた。委託前の段階から、里親家庭において対応が難しくなった際の対応のシミュレーションや役割の分担について検討することや、支援を受け入れることについて考えておくことが必要である。

④ 支援機関に対する不信感と支援の機能不全による孤立

子どもの SNS トラブル等について児童相談所やフォスタリング機関に相談を重ねても、「解決の糸口が見えない」まま具体的な支援や介入が得られず、里親は強い孤立感と自己責任の重圧を抱え込んでいる。また、里親がリスクを懸念して反対した外泊を児相が許可したにもかかわらず、その責任の所在を曖昧にして里親に転嫁するようなことや、相談に対する返答に何週間も要するといったスピード感の欠如した対応が、機関への強い不信感を増幅させている。さらに、里親としては関係性に大きな問題はないと考えていたにもかかわらず、事前の協議や意向確認が一切ないまま「施設の空きができたから」という施設都合の理由で突然委託解除を通達されるケースもあり、里親を語りからは「チーム養育のパートナー」として尊重さ

れていないことが語られていた。

児童相談所やフォスタリング機関との関係性を最初の段階から密に行い、里親側からも積極的に働きかけ、里親、児童相談所、フォスタリング機関それぞれが、子どもの最善の利益を考える上でチームとなることについて意識していくことが望まれる。

(10) 養育不調が児童相談所に共有されたとき

① 継続する行動上の問題のため対応困難になり委託解除を児童相談所に相談する

委託されている子どもの行動上の問題に対応が困難であり、委託解除の要請に至っている事例が認められた。それらの事例は、養育不調に気が付いた時から委託解除の要請までがあまり期間もなく、特別な介入などがなされていないことが特徴的である。

それには委託される前の事前の想定による児童相談所やフォスタリング機関との確認がなされていないことと、普段からの支援的な関係形成ができていないことが問題として考えられる。チーム養育の形成とともに、行動の背景にある子どもの心理的な理解について行われるべきであり、十分な準備がなされていないことが養育不調のリスクとなっていると考えられる。

② 危機的状況における情報遮断と「チーム養育」の形骸化

大きな問題が発生していない時期には「チーム養育」というように支援機関からの支援を受けていても、トラブルが発生した際、あるいは委託解除が現実味を帯びた際に、児童相談所からの連絡が遅れる事例が認められた。里親は状況の進捗を尋ねても連絡が遅れるなど、これまで共に子どもを育ててきたはずの輪から突然

「外された」「切り捨てられた」という想いを里親が抱いているケースが認められた。

危機的状況において、いかにチームでいることが難しいかについて、日ごろから里親、児童相談所、フォスティング機関において確認し合い、そのために日常的に危機的状況を念頭に準備をしていく意識が必要であると考えられる。

③ 子どもの移行プロセスにおける事前の協議不足と心理的負担

委託解除の手順について、子どもの心の整理や別れのプロセスを重視する里親の提案が採用されず、行政手続きやリスク管理の観点が優先される傾向が認められた。児相から、「直前まで子ども本人に言わないで」といった指示や、事前の十分な情報共有を欠いた急な措置変更は、子どもの心の準備期間を損なうことになりかねない。このような緊急の対応は、里親にも葛藤と喪失をもたらし、子どもに対しても「突然の別れ」による心的外傷のリスクを高める要因となっている。

危機的な状況（子どもの自傷他害、里親から委託児童への暴力等）以外は、必要な情報を共有し、委託解除のことについて子どもの意向もふまえた上で、委託解除が避けられない際には子ども、里親双方に丁寧に説明していくことが望まれる。

(11) 委託解除までの期間

① 委託解除を見越して、実親との交流を継続する

委託解除後に家族再統合を念頭に実親との交流を行っているケースが認められた。Dのケースは里親との関係構築に難しさがあり、予定よりも委託解除が早かったが、その後実親の元に帰ることができていた。

② 児童相談所から有効な支援がないこと

引土ら（2019）²は、養育に限界を感じ、委託解除となっている里親は、「危機状態での児童相談所との方針の不一致」となり委託解除を経験していた。

本調査は養育不調による委託解除の状況について調査を行うものであるが、委託解除は普段からの里親と児童相談所の連携できていない関係性が反映されるものであると考えられる。里親と児童相談所の方針が不一致となることは最大の危機の要因となると考えられる。そうならないよう、チーム養育（こども家庭庁、2025）¹の形成と、里親と児童相談所との信頼関係を形成することが重要である。

③ 解除についてはAさんに里母から伝えないう児相担当者から指示された

子どもに委託解除を里親から伝えることで、子どもを情緒的に刺激し、自傷他害や家出、その他何らかの事故が起きることを心配してのことであると考えられるが、このように委託解除を計画していることを、委託されている子どもに伝えず、委託解除され移動させられる当日に言うことは、成育歴の中で保護者との分離や措置や委託にあたって自身の意思されることの少なかった子どもへの負担が大きいと考えられる。

養育不調が里親に意識された際に、児童相談所に共有し、子どもの行動上の問題を改善してぐ上で対応を検討することが望まれる。引土ら（2019）²は養育不調と委託解除には、危機状況の中で里親は「危機状態での児童相談所との方針の不一致」となることが多いことを示唆している。また、引土ら（2019）²は、里親養育不調の危機から改善をしている里親は、里親と児童相談所が目標を共有し、「児童相談所と協同」していたことを報告している。そのような

児童相談所と里親側で方針を統一させるフォスタリング機関等の第三者的な介入が求められる。また、行動上の問題について、子どもに改善のために具体的な方針を伝え、委託の維持との関係について説明することが望ましいと思われる。その改善について、話し合い、改善されない場合の委託解除の可能性については、事前に率直に説明することが求められる。

(12) 委託解除時

① 事前の準備や協議を欠いた「唐突な引き離し」の実態

語りの中で最も顕著なのは、別れが緊急避難的かつ事後通告的に行われている点である。レスパイト（一時的な預かり）からの直接的な施設移動、面談直後の即時保護、前日あるいは当日の急な告知など、心の準備期間（猶予期間）が確保されていないケースが散見される。「別れの儀式」が叶わず、子どもとの分離となるプロセスは、里親が強い戸惑いと無力感を語ることが認められた。

② 子どもの心理的ショックと「見捨てられ体験」の回復

子どもにとって、唐突な委託解除は計り知れないショックをもたらすと考えられる。「（里親は）やめられないでしょ」と関係の永続性を信じていた子どもや、「え、今」と絶句する子どもの姿からは、大人の都合で突然住む場所と関係性を奪われることへの強い混乱が窺える。別れ際に激しく泣く姿は、それが単なる移動ではなく、愛着対象との深刻な喪失体験であることを示している。一方で、「慣れっこだ」と強がる子どもの反応は、度重なる措置変更によってすでに「どうせ大人は自分を見捨てる」という諦めが形成されてしまっている可能性を示唆しており、極めて深刻な心理状態であると言え

る。

委託解除のあり方について検討する必要がある。子どもにも意見を聴いた上で、まずは里親、児童相談所、フォスタリング機関を含めたチーム養育体制の中で対応を検討する必要がある。その上で、どのように子どもに見通しや委託解除が子どものためになるかを丁寧に説明し、別れのためのセレモニー的な機会を設けられるか、その後のケアを行う必要も検討する。

③ 関係悪化に伴う里親の複雑な感情

委託解除に至るまでに子どもとの関係が悪化している場合、里親は別れの瞬間に純粋な愛情やエールを送ることができず、「大人の仮面をかぶって」送り出さざるを得ない状況に陥っている。また、「愛情が育っていたのか疑問」と感じるほどの虚無感や、本心から送り出せなかったことへの罪悪感など、里親の心には複雑で未消化な感情が残されていた。適切な別れのプロセスを踏めないことは、里親が自身の養育経験を肯定的に意味づけし直す機会を奪うことにも繋がっている。

子どもとの分離後の里親に対するケアについて検討する必要がある。体制が整っていない現状では、里親によるセルフケアのみになっており、必要な支援やケアが望まれる。

④ 意思決定プロセスにおける里親の関与の難しさと機関主導の課題

「みんなで相談するつもりはないんだな」という里親の言葉に象徴されるように、委託解除の最終的な段取りにおいて、里親は意思決定プロセスに十分に関与できない状況にあるケースが認められた。子どもの心情への配慮や適切な移行のプロセスよりも、児童相談所側のアセスメントに基づく「迅速な安全確保」の手続きが優先される構造的な課題が存在している。この

ような機関主導の緊急対応は、委託解除という局面において「チーム養育」の理念が十分に機能しなくなる一因となっている。

緊急事態について話し合える関係性を委託当初より作っていけるかが課題である。それには、児童相談所、フォスタリング機関の意識や努力とともに、里親においてもその意識や努力をしていくことが望まれる。

(13) 委託解除後

① 継続的な関係構築への希望と立場の曖昧さによる葛藤

委託解除後も、子どものパーマネンシー（永続性）を支える存在として継続的な関わりを望む里親がいる。しかし、委託が解除されたことで制度上の障壁がある。委託関係が終了後、元養育者としてどこまで子どもに関わることが可能なのか、明確な指針がないことが、里親に戸惑いや虚無感をもたらしていると考えられる。今後、子どものパーマネンシー保障の観点から、検討していくことが望まれる。

② 養育の断念に伴う強い自責の念と孤立感

里親は、自ら希望して子どもを受け入れたにもかかわらず、最終的に養育を断念せざるを得なかったことに対し、深い罪悪感を抱いている。「育児を放棄してしまった」という自己評価や、支援機関からの言葉によってその責任感が過度に刺激され、地域社会の目を恐れて心理的な孤立を深めるケースも見受けられる。委託解除を里親個人の「失敗」としてのみ帰結させない、丁寧な心理的サポートが求められる。

チーム養育体制の中で子どもの最善の利益について検討したことではなく、個人の責任になっていることが問題であろう。チーム養育体制の重要性について委託の段階から周知し理解を求め、また児童相談所、フォスタリング機

関もチーム養育体制を築けるよう働きかけることが必要である。

③ 不調について見聞きし、自分の体験を振り返ることで、整理する

他の里親に養育不調の状況や親子の虐待の状況などを聞くにあたり、委託解除までのプロセスを振り返り、整理することができる場合もあることが里親 E の語りによってうかがえる。委託解除の経験は、その当事者全員に負担のかかるものである。可能であるならば、里親に対して、その他の養育不調ケースの模擬事例を伝えることや、虐待の影響について研修などで知らせることで、里親自身が委託解除の傷ついた経験を再整理、再統合できる可能性があると考えられる。

(14) 養育不調予防のために望むこと

① 委託前のアセスメントの充実とマッチングプロセスの透明化

事前の医療的情報（発達障害や愛着課題、知能・発達検査の結果など）や子どもの成育歴に関する情報が十分に提供されないことが、委託後の混乱を招く一因となっていると考えられる。里親は、十分なマッチング期間（交流期間）の確保や選考基準の透明化を求めている里親が認められた。さらに、主たる養育者だけでなく、配偶者や既に同居している子ども（実子や他の委託児童）の意思確認を丁寧に行うなど、家庭全体を含めた包括的な事前アセスメントの必要性が示唆されている。

② 「共に考える」チーム養育の実質化と危機時の仲介機能

養育プラン（自立支援計画）の策定において、行政からの画一的な提示ではなく、里親との共同作業を通じて個々の子どもに合わせた目標

設定を行うことが望まれている。また、養育が順調な時だけでなく、関係性が悪化し不調の兆しが見える「危機的状況」においてこそ、児童相談所等の支援機関が子どもと里親の間に入り、双方の思いを傾聴・調整する仲介役として機能することが強く求められている。

③ 限界を迎える前の早期支援体制と家族全体へのサポート

里親が精神的・身体的に限界（きつい状態）に達してからでは、自ら SOS を出すことすら困難になるという里親の語りが認められた。そのため、深刻化する前の段階からの予防的な体制づくりが不可欠である。具体的には、より手続きが簡素で気軽に利用できるレスパイトケアの仕組みや、主たる養育者だけでなく配偶者や実子も参加できる「家族参加型」の支援プログラムの拡充など、家庭というシステム全体を支えるサポートが求められている。

④ チーム養育体制における子どもの特性理解に基づく専門的支援の必要性

愛着障害等の特性から生じる子どもの行動は、事前の知識（机上の学び）と実際の生活との間に大きなギャップが生じやすい。そのため、児童相談所やフォスティング機関には里親に単に寄り添うだけでなく、里親自身の「一般的な子育ての感覚」と社会的養護のもとで育ってきた子どもの逆境的体験と、そのことから生じる「大人の想像しがたい不安や恐怖の感覚」との違いを丁寧に伝え、必要に応じて里親を適切に助言し、相談に乗る役割が期待されている。また、養育不調による委託解除を経験した里親やケアリーバーの体験談を活用するなど、多様な視点からのアプローチも有効であると考えられる。

⑤ 委託解除後の柔軟な関係性の保障と社会基盤の整備

万が一、養育不調により委託解除に至った場合でも、子どもとの関係を完全に断ち切るのではなく、「元養育者」として継続的に見守り、支援できるような柔軟な制度設計が望まれている。また、養育家庭を孤立させないためには、里親制度に対する地域社会や関係機関（学校等）の理解促進に加え、仕事と養育の両立（ワークライフバランス）を支える社会全体での基盤づくりが必要である。

(15) 本調査の限界

本調査の報告書は限られたデータに基づいて行っている。実際の里親においては、これら以外にも多様な背景や要因による養育不調および委託解除の事例が存在すると考えられる。事例数としても限定的である。今後、追加調査により、さらに養育不調の背景的要因に関連すると考えられる事象について分析や考察を深めていくことが求められる。したがって、本調査から得られた知見を一般化することには限界がある点に留意が必要である。

3. プロセス図と手引きについて

本研究では、インタビュー調査の統合的分析に基づき、養育不調による委託解除に至る過程を時系列でモデル化したプロセス図と、そこから導き出された予防とケアのポイントを実践に落とし込んだ手引きを作成した。以下に、これらの意義と活用に向けた考察を述べる。

(1) 養育不調プロセスにおける「負の連鎖」の可視化

作成したプロセス図は、養育不調が委託後のある一時点で突発的に生じるものではなく、委託前の「情報共有の不足」や「役割シミュレー

ションの欠如」を起点とし、委託当初の「試し行動への戸惑いと孤立」、委託経過中の「家族関係の悪化と疲弊」へと段階的に連鎖・増幅していく構造を明らかにした。特に、里親が孤立を深め、児童相談所やフォスタリング機関の支援が「支援と感じられない」状態に陥るプロセスを可視化した。これにより、養育不調を里親個人の養育スキルの問題として捉えるのではなく、チーム養育というシステム全体の機能不全として捉え直すことが可能となった。

(2) 介入のタイミングと「養育不調の予防とケアのポイント」について

プロセス図に示した9つの「養育不調の予防とケアのポイント」は、上述した「負の連鎖」をどの段階で、どのように準備し対応をしているか、具体的に確認するポイントである。本調査の考察で明らかになったように、危機的状況に陥ってから介入では手遅れになるケースが多く、委託前の「家族全体を含めた事前のシミュレーション」や、委託当初の「チーム養育体制の早期構築と迅速な対応」といった、予防的な初期対応が極めて重要であると考えられる。また、やむを得ず委託解除に至る際の「子どもへのショックを和らげるケア」において、検討が必要なことを示した。委託解除を単なる失敗や終わりではなく、次のステップへ向けた移行プロセスとして位置づけ直すことが必要であると考え、手引きに反映することとした。

(3) 「子ども一人ひとりのチームを作ること」を実現するための共通言語としての手引き

プロセス図から導き出された手引きは、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設を並列して参照できる構成とした。これは、それぞれの機

関が自らの役割を確認するだけでなく、他機関がどのタイミングでどのような動きをするのかを相互に理解するための「共通言語」として機能することを意図している。調査結果で示されていた「平時だけのチーム」から「危機時にこそ機能するチーム」になるためには、関係者がこの手引きを事前に読み合わせ、緊急時の連絡体制や介入のあり方についてあらかじめ合意形成を図っておくことが必要と考え、手引きに反映させた。

(4) 手引きの社会実装に向けた今後の課題

本手引きは、里親や実務を担う関係機関からの意見聴取を経て作成された実践的なツールである。しかし、手引きが存在するだけでは養育不調を完全に防ぐことはできない。今後は、この手引きが実際の委託打診時やケース会議において効果的に活用されるよう、児童相談所やフォスタリング機関の職員に対する研修等を通じて周知していくことが重要である。さらに、手引きにも示された「委託解除後の元養育者との関係性の保障」や「ワークライフバランスを支える社会基盤づくり」については、個別のケースワークの枠を超えて、引き続き議論を深めていく必要がある。本研究で提示したプロセス図と手引きが、子どもの最善の利益を守り、里親家庭を孤立から救うための確かな指針となることが期待される。

E. 結論

本研究を通し、養育不調の未然防止および適切な対応に向けて検討を行った。

1. 養育不調は「チーム養育体制」の中で取り組む課題である

養育不調を里親個人のスキルや努力不足の問題だけの課題として捉えるのではなく、「チーム養育体制」の中で取り組む課題として捉え

直していくことが求められる。事前の情報共有の不足、危機時に機能しない支援機関との連携といった「チーム養育の機能不全」という構造的課題として捉え直す必要がある。

2. 「委託前」の丁寧な情報共有と里親の家族全体を含めた準備性

養育不調を予防するためには、委託前の正確なアセスメント（子どもの特性の理解、医学的診断等）について、より丁寧な情報共有が不可欠である。また、主たる養育者だけでなく、配偶者や実子を含めた家族全体での事前の合意形成が得られることが望ましく、新たに迎え入れる子どもとの生活に関するシミュレーションを支援する体制が求められる。

3. 「危機時にこそ機能する」初期介入とチーム支援の実現

委託初期の子どもの試し行動や関係構築の困難さについて、里親が支援機関等に対してSOSを出しやすくなる関係性を平時から構築しておく必要がある。里親や里親家庭が養育の限界を迎える前に、児童相談所やフォスタリング機関が子どもと里親の間に立ち、直接的な働きかけや専門的な支援を行うことが可能なチーム支援体制の構築が不可欠である。

4. 「唐突な引き離し」の回避と移行ケア（別れのプロセス）の保障

緊急避難的な事態を除き、子どもの心の準備期間を確保し、適切な「別れのプロセス（移行ケア）」をチーム全体で共有し、子どもと養育者のために必要に応じた支援や対応を実行しなければならない。

5. 「手引き」の社会実装による共通言語化

本研究で作成したプロセス図と手引きは、児

童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の全ての関係者にとって、各々の役割と介入や支援のタイミングを相互理解するための「共通言語」である。これらを現場のケース会議や研修等で広く活用し、社会実装を進めることが、「子ども一人ひとりのチームを作ること」につながると考えられる。

引用文献

- 1 こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf 2025.
- 2 引土達雄・柳楽明子・前川暁子・辻井弘美・若松亜希子・水木理恵・奥山真紀子：里親養育不調の危機とその回避のプロセス—医療機関における里子・里親支援のあり方の検討の試み—, 小児の精神と神経, 2019, 59巻, 第3号, p. 253-p.264

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1 里親への児童相談所・フォスタリング機関の支援の状況

	児相・フォスタリング機関の支援あり		児相支援あり・フォスタリング機関支援なし		児相支援なし・フォスタリング機関支援あり		児相・フォスタリング機関の支援なし		未記入
	その他の支援あり	その他の支援なし	その他の支援あり	その他の支援なし	その他の支援あり	その他の支援なし	その他の支援あり	その他の支援なし	
不調による委託解除 (n=146)	17 11.6%	7 4.8%	15 10.3%	29 19.9%	7 4.8%	4 2.7%	7 4.8%	30 20.5%	30 20.5%
合計	24 (16.4%)		44 (30.2%)		11 (7.5%)		37 (25.3%)		
最も長く養育してきた子 (n=1626)	205 12.6%	84 5.2%	217 13.3%	220 13.5%	91 5.6%	60 3.7%	197 12.1%	354 21.8%	198 12.2%
合計	289 (17.8%)		437(26.8%)		151(9.3%)		551(33.9%)		
合計	222	91	232	249	98	64	204	384	32.7%

* その他の支援とは医療機関、教育相談などの地域の支援

表2 調査協力家庭一覧表

協力家庭	里親の年齢	性別	家族状況	里親の種類	実子の有無	これまでの受託人数	委託時と委託解除 児の里子の学年	里子の性別	保護の理由	主な行動上の問題	医学的診断	知能検査	フォスタリング機関 からの継続的支援	里子への児相・フォス タリング機関からの継 続的支援
A	50代	女	里父:正規雇用、 里母:非正規雇用	養育里親	有	1人	就学前～高校生	女	父母の未婚、養育拒否	盗癖、過食	注意欠陥多動性障 害・自閉症スペク ラム障害 (委託後に判明)知 的障害、注意欠陥 多動性障害・脱抑制 性愛着障害	受けたが結果は知ら されていない	無	無
B	50代	女	里母:非正規雇用、里母の 夫:正規雇用、里親登録なし	養育里親	無	3人	就学前～就学前	男	ネグレクト、保護者の死亡、 児童の問題による監護困難、	知的障害、他児との里 母の取り合い	田中ビネーV IQ61～70	無	無	無
C	40代	男	里父:正規雇用、里母:専業 主婦	養育里親・養子 縁組里親	無	0人	就学前～就学前	男	保護者の放任もしくは怠情、 母の虐待もしくは酷使	夜尿、里親との関係構 築の困難さ	なし	WISC IQ71～80	有	無
D	50代	女	里父:正規雇用、里母:非正 規雇用	養育里親・専門 里親	有	6人	就学前～就学前	女	保護者の精神疾患、母の虐 待もしくは酷使、児童の問題 による監護困難	多動衝動性、保育園で の暴力、里親との関係 構築の困難さ	なし	受けていない	無	民間の支援
E	50代	女	里母:正規雇用、里母の夫: 正規雇用、里親登録なし	養育里親	有	4人	小学校低学年～小 学校高学年	女	父母の未婚、養育拒否	里親との関係構築の困 難さ、学校で暴力をふる う、盗癖	なし	WISC IQ91～100	有	有
F	50代	女	里母:正規雇用 里母の夫: 里親登録なし、里母の実母 が里親登録	養育里親	有	4人	小学校低学年～小 学校高学年	男	母の虐待もしくは酷使 養育拒否	里親や実子との関係構 築の困難さ	知的障害	受けたかどうかかわら ない	有	無
G	70代 70代	男 女	里父母:非正規雇用	養育里親	有	0人	小学校低学年～ 中学生	女	保護者の行方不明、父母の 離婚、父母の不和、保護者の 精神疾患、保護者の放任もし くは怠情、母の虐待もしくは 酷使、養育拒否	嘘をつく、盗癖、里親と の関係構築の困難さ、 里親への暴力	愛着障害	受けていない	無	無
H	50代	女	里母:非正規雇用、配偶者 なし	養育里親	有	1人	中学生～中学生	女	児童の問題による監護困難	里親や実子との関係構 築の困難さ	注意欠陥多動性障 害、自閉症スペク ラム障害	受けたかどうかかわら ない	有	無
I	40代	女	里父母:正規雇用	養育里親	有	0人	中学生～高校生	女	保護者との関係の悪化による 本人の希望	里親との関係構築の困 難さ	なし	WISC IQ121～130	有	有
J	50代	女	里母:非正規雇用 里母の 夫:正規雇用、里親登録なし	養育里親	有	1人	就学前～就学前	男	母の育児不安	身辺自立ができない、 言葉の遅れ、癇癪	知的障害、自閉症 スペクトラム障害	知的障害のため検査 不能	無	無(小児科を里親が 探して受診)
K	50代	男	里父母:正規雇用	養育里親	有	0人	就学前～就学前	女	保護者の精神疾患、保護者 の放任もしくは怠情	実子との関係構築の困難さ	なし	受けていない	無	無
L	40代	女	里父:正規雇用、里母:非正 規雇用	養育里親・養子 縁組里親	無	0人	就学前～就学前	男	保護者の養育困難	里親との関係構築の困 難さ、病弱でケアが必 要	なし	新版K式 DQ80	有	無
M	60代	女	里父:非正規雇用 里母:自営業	養育里親	有	0人	中学生～中学生	女	父母の離婚、父の虐待もしく は酷使	里親との関係構築の困難さ、自 分の意見がほとんど言えない	なし	受けたかどうかわか らない	無	無
N	50代	女	里母:専業主婦、里母の夫: 正規雇用、里親登録なし	養育里親・専門 里親	有	3人	中学生～高校生	女	保護者の死亡、保護者の行 方不明、父母の不和、その他 (きょうだいからの暴力)	里親との関係構築の困 難さ、性的問題行動、 家出	なし	受けたが結果は知ら されていない	無	有

図1：里親への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図

